

労働政策審議会令
(平成一二・六・七政令第二八四号)

(所掌事務)

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置規則第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によるそ
の権限に属せられたる事務を司理する。

(組織) 第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

2. 審議全般に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、錦寺委員会を置くことなどがござる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第六十号) 第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。) を代表する者、使用者(同法第三条第一項

（但し、同条第二項は規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働省（以下「内閣」）、三議院、

2、臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者。

障がい児童生徒を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における、更生等のための活動）

（高井義典）はおける自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。のうちから、厚生労働大臣が任命する。

臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 前項の規定は、専門委員について準用する。
(委員の任期等)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する任命されるまで、その職務を行ふものとする。

する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 葉議会に上場を置き、公益を代表する委員のうち から、委員が選挙する。 会長は、会務を総理し、葉議会を代表する。	
第六条 葉議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、 これらの分科会の所掌事務は、葉議会の所掌事務のうち、 それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 から会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理 する。	
分科会	名 称
安全衛生分科会	労働条件分科会
	所掌事務
	一 厚生労働省設置法第四条第一項 第四十一条から第四十三号まで、 第四十六号、第四十七号及び第五 十号（労働者の福利厚生に係る部 分を除く。）に掲げる事務に関する 重要事項を調査審議すること （労働者生活分科会及び雇用均等 分科会の所掌に属するものを除 く。）
一 厚生労働省設置法第四条第一項 第四十一条から第四十三号まで、 第四十六号、第四十七号及び第五 十号（労働者の福利厚生に係る部 分を除く。）に掲げる事務に関する 重要事項を調査審議すること （労働者生活分科会及び雇用均等 分科会の所掌に属するものを除 く。）	二 労働基準法（昭和二十一年法律 第四十九号）、労働時間の短縮の 促進に関する臨時措置法（平成四 年法律第九十号）及び労働災害防 止保険法（昭和二十二年法律第 五十号）の規定により審議会の權 限に属させられた事項を處理する こと。
一 厚生労働省設置法第四条第一項 第四十四号及び第四十五号に掲げ る事務に関する重要事項を調査審 議すること。	二 労働安全衛生法（昭和四十七年 法律第五十七号）及び労働災害防 止保険法（昭和三十九年法律第百 十八号）の規定により審議会の權 限に属させられた事項を處理する こと。

職業安定分科会	厚生労働省設置法第四条第一項 第四十一条(賃金体系及び退職手当(退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るもの)を除く。)に係る部分に限る。)、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置(労働基準監督官の行う監督に係るもの)を除く。)に係る部分に限る。)、第四十八号、第六十一年法律第九十二号、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
一 職業安定法(昭和二十一年法律第五十号から第五十六号まで及び第五十八号から第六十一号までに掲げる事務に関する重要な事項を調査審議することと障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。)	一 厚生労働省設置法第四条第一項 第五十二号から第五十六号まで及び第五十八号から第六十一号までに掲げる事務に関する重要な事項を調査審議することと障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。

職業能力開発分科会	障害者雇用分科会
一 職業能力開発分科会	<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項 第五十号（障害者に係る部分に限る。）第五十七号及び第六十二号（障害者に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 障害者の雇用の促進等に関する事項を処理すること。</p>
一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働青年団規則	<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項 第六十二号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働青年団規則</p>

雇用均等分科会 一 厚生労働省設置法第四条第一項 第四十一号 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局の所掌に係る部分に限る) 及び第六十七号から第七十三号までに掲げる事務に関する重要な事項を調査審議すること。	少年福祉法 (昭和四十五年法律第十九号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
--	---

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。	3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。	4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するものは、各同数とする。	5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。	6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選舉する。	7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。	8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。	9 下の項において同じ)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。(最低工賃専門部会)
--	--	---	--------------------------------------	---	--------------------------------	---	---

10 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するものは、各同数とする。	11 第二項の専門委員について準用する。	12 第二項の規定は、第二項の専門委員について準用する。	13 第二項の規定は、第二項の専門委員について準用する。	14 第二項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
--	--------------------------------	--	--	--

8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決どすることができる。(部会)

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会については、分科会長)が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選舉する。

7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 審議会(分科会に置かれる部会については、分科会以下この項において同じ)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

10 第二項の規定は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全部計画課、労働者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局労働者生活部企画課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上又は労働者関係委員、労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう)は、使用者関係使用者(使用者を代表する委員及び議事に關係ある臨時委員のうち公益を代表する委員及び議事に關係ある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員を代表するものをいう。及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に關係ある臨時委員のうち公益を代表するものをいう)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 前項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会で会議に出席したもの過半数で決し、可否同様のときである。

4 前項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

5 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

6 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

7 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

8 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

9 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

10 第二項の規定は、分科会・部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

では厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(附則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に附づて定める。

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成三・五・二政令第三十七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護師法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附則(平成三・五・一政令第三十七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則(平成三・五・一政令第三十七号)(抄)